

豊中市環境物品等調達（グリーン購入）方針（案）

1. 目的

「豊中市環境物品等調達（グリーン購入）方針」は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）第10条第1項に規定される方針として、職員の環境配慮に対する意識を啓発することで、本市でのグリーン購入の取組を推進し、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことで、持続可能な社会の形成づくりに寄与するだけでなく、本市における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

2. 定義

本方針における「グリーン購入」とは、物品やサービスを購入する際に、次の要件を考慮して選択し、その必要性を吟味するとともに、適正な量の購入することをいう。

- ①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用及び排出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③再生可能な天然資源を利用していること。資源は持続可能に利用していること。
- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。
- ⑨社会面に配慮していること。

3. 対象組織等

本方針は、対象組織は「第4次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に準拠する。

4. 対象品目と判断基準等

本方針の対象となる品目や、具体的な判断基準等は、「豊中市グリーン購入推進ガイドブック」で定めるものとする。

5. 推進目標

本方針の推進目標は、「豊中市グリーン購入推進ガイドブック」で定めるものとする。

6. 推進体制

本方針の推進については、「第4次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進体制をもって行う。

7. 調達品目等の見直し

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の公表に合わせ、適宜見直すこととする。

附則

本調達方針は、令和●年●月●日から施行する